

改正

昭和55年6月30日規則第30号
昭和58年1月31日規則第7号
昭和59年6月4日規則第33号
昭和60年3月30日規則第21号
昭和61年12月27日規則第46号
平成元年3月6日規則第5号
平成元年3月30日規則第22号
平成7年3月30日規則第16号
平成9年3月3日規則第4号
平成9年3月28日規則第8号
平成9年8月29日規則第42号
平成9年12月15日規則第54号
平成12年12月28日規則第76号
平成14年9月25日規則第111号
平成16年5月31日規則第41号
平成17年3月31日規則第63号
平成17年7月29日規則第78号
平成19年3月30日規則第6号
平成19年7月2日規則第69号
平成23年3月30日規則第6号
平成23年3月31日規則第28号
平成26年3月31日規則第23号
平成27年12月24日規則第88号
平成28年3月31日規則第11号
平成29年6月28日規則第35号
平成31年3月31日規則第14号
令和元年8月19日規則第22号

奈良市子ども医療費の助成に関する条例施行規則

(目的)

第1条 この規則は、奈良市子ども医療費の助成に関する条例（昭和48年奈良市条例第3号。以下「条例」という。）の施行について必要な事項を定めることを目的とする。

(社会保険各法の範囲)

第2条 条例第2条第1項に規定する社会保険各法（以下「社会保険各法」という。）は、次の各号に掲げる法律をいう。

- (1) 健康保険法（大正11年法律第70号）
- (2) 船員保険法（昭和14年法律第73号）
- (3) 私立学校教職員共済法（昭和28年法律第245号）
- (4) 国家公務員共済組合法（昭和33年法律第128号）
- (5) 地方公務員等共済組合法（昭和37年法律第152号）

(証明書の交付申請)

第3条 条例第4条第1項に規定する証明書の交付を受けようとする者は、奈良市子ども医療費受給資格証等交付等申請書（別記第1号様式）を市長に提出するものとする。

2 前項の申請書を提出する場合には、次の各号に掲げる書類を添付又は提示しなければならない。

- (1) 国民健康保険法（昭和33年法律第192号）に基づく省令に規定する被保険者証若しくは被保険者資格証明書又は社会保険各法に基づく省令に規定する被保険者証、組合員証若しくは加入者証
- (2) 住所を証する書類
- (3) 所得の状況を証する書類
- (4) その他市長が必要と認める書類

3 前項の規定にかかわらず、同項各号の書類により証する事実が公簿等により確認できるときは、当該書類の添付又は提示を省略することができる。

(証明書の交付)

第4条 市長は、前条第1項の申請書を受理したときは、これを審査し、申請者が条例第2条に規定する要件に該当すると認めたときは、次に掲げる子どもの区分に応じ、当該各号に掲げる医療費受給資格証（以下「資格証」という。）を交付するものとする。

- (1) 乳幼児 乳幼児医療費受給資格証（別記第2号様式）
- (2) 小学生（乳幼児を除く子ども（以下「就学児」という。）のうち12歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者をいう。以下同じ。） 子ども医療費受給資格証（別記第3号様式）
- (3) 中学生（小学生を除く就学児をいう。以下同じ。） 子ども医療費受給資格証（別記第3号様式の2）

2 資格証の有効期限は、次に掲げる資格証の区分に応じ、当該各号に定める日とする。ただし、資格証の交付を受けた者（以下「受給者」という。）が受給資格を有しなくなったときは、当該受給資格を有しなくなった日とする。

- (1) 前項第1号に規定する資格証 当該乳幼児が6歳に達する日以後の最初の3月31日
- (2) 前項第2号に規定する資格証 当該児童が12歳に達する日以後の最初の3月31日
- (3) 前項第3号に規定する資格証 当該中学生が15歳に達する日以後の最初の3月31日
(市長が定める助成金控除額)

第4条の2 条例第3条第3号に規定する額は、病院若しくは診療所等（保険薬局を除く。）の診療報酬明細書（訪問看護療養費明細書を含む。）又は社会保険各法に定める療養費支給申請書ごとに次の各号に掲げる子どもの区分に応じ、当該各号に定める額とする。

- (1) 乳幼児 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に掲げる額
 - ア 外来療養である場合 500円
 - イ 入院療養である場合 1,000円（14日未満の入院療養である場合は、500円）
- (2) 就学児 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に掲げる額
 - ア 外来療養である場合 1,000円
 - イ 入院療養である場合 1,000円（14日未満の入院療養である場合は、500円）

(支給方法)

第5条 助成金は、奈良市子ども医療費受給資格証等交付等申請書に基づき支給するものとする。ただし、県外で受けた医療及び資格証の提示によらない医療に係る助成金の支給を受けようとする者は、奈良市子ども医療費助成金交付請求書（別記第4号様式）を市長に提出しなければならない。

(調査)

第5条の2 市長は、第4条第2項各号に規定する期間中において、第3条第1項の規定による申請をした後の受給者の状況について、受給者から毎年度必要な書類の提出又は提示を求めること

ができる。この場合において、第3条第2項及び第3項の規定を準用する。

(再交付)

第6条 受給者は、資格証を破損し、又は失つたときは、奈良市子ども医療費受給資格証等再交付申請書(別記第5号様式)により、市長に再交付を申請しなければならない。

2 受給者は、資格証の再交付を受けた後、失つた資格証を発見したときは、直ちにこれを市長に返戻しなければならない。

(届出)

第7条 条例第5条に規定する届出の事由は、次の各号に掲げるものとし、受給者は、当該事由が生じたときは、奈良市子ども医療費助成変更届(別記第6号様式)に資格証を添えて市長に提出しなければならない。

(1) 受給資格を有しなくなつたとき。(子どもでなくなつたときを除く。)

(2) 氏名又は奈良市子ども医療費受給資格証等交付申請書に記載した申請者の口座を変更したとき。

(3) 加入医療保険に変更があつたとき。

(第三者の行為による被害の届出)

第8条 助成金の支給事由が第三者の行為によつて生じたものであるときは、助成金の支給を受け、又は受けようとする者は、その事実、当該第三者の氏名及び住所又は居所(氏名又は住所若しくは居所が明らかでないときは、その旨)並びに被害の状況を直ちに市長に届け出なければならない。

(受給者台帳の整備)

第9条 市長は、受給者について子ども医療費受給者台帳を作成し、常に記載内容について整理しておかなければならない。

(補則)

第10条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、その都度市長が定める。

附 則

この規則は、昭和48年10月1日から施行する。

附 則(昭和55年6月30日規則第30号)

この規則は、昭和55年7月1日から施行する。

附 則(昭和58年1月31日規則第7号)

(施行期日)

1 この規則は、昭和58年2月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則施行の際、現にこの規則による改正前の奈良市乳児医療費の助成に関する条例施行規則第4条第1項の規定に基づき交付されている医療証等は、この規則による改正後の奈良市乳児医療費の助成に関する条例施行規則別記第2号様式又は第3号様式の規定による医療証等とみなす。

附 則 (昭和59年6月4日規則第33号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和60年3月30日規則第21号)

(施行期日)

1 この規則は、昭和60年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際、現に作成されている乳児医療費受給者台帳は、この規則による改正後の奈良市乳児医療費の助成に関する条例施行規則（以下「改正後の規則」という。）第9条の規定により作成された乳児医療費受給者台帳とみなす。

3 この規則の施行の際、現にこの規則による改正前の奈良市乳児医療費の助成に関する条例施行規則の規定に基づき作成されている申請書等の用紙で残部のあるものについては、改正後の規則の規定にかかわらず、必要な調整をして使用することができる。

附 則 (昭和61年12月27日規則第46号)

この規則は、昭和62年1月1日から施行する。

附 則 (平成元年3月6日規則第5号)

1 この規則は、平成元年4月1日から施行する。

2 この規則の施行の際、現に敬称に殿を用いて作成されている用紙は、当分の間、使用することができる。

附 則 (平成元年3月30日規則第22号抄)

(施行期日)

1 この規則は、平成元年4月1日から施行する。

附 則 (平成7年3月30日規則第16号)

(施行期日)

1 この規則は、平成7年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の際、現にこの規則による改正前の奈良市乳児医療費の助成に関する条例施行規則の規定に基づき交付されている乳児医療証又は乳児医療費受給資格証は、その有効期限に限り、この規則による改正後の奈良市乳幼児医療費の助成に関する条例施行規則の規定に基づく乳幼児医療証又は乳幼児医療費受給資格証とみなす。

附 則 (平成9年3月3日規則第4号)

(施行期日)

- 1 この規則は、平成9年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の際、現にこの規則による改正前の奈良市乳幼児医療費の助成に関する条例施行規則別記第4号様式の規定に基づき作成された請求書の用紙で残部のあるものについては、この規則による改正後の奈良市乳幼児医療費の助成に関する条例施行規則別記第4号様式の規定にかかわらず、必要な調整をして使用することができる。

附 則 (平成9年3月28日規則第8号)

この規則は、平成9年4月1日から施行する。

附 則 (平成9年8月29日規則第42号)

この規則は、平成9年9月1日から施行する。

附 則 (平成9年12月15日規則第54号)

この規則は、平成10年1月1日から施行する。

附 則 (平成12年12月28日規則第76号)

(施行期日)

- 1 この規則は、平成13年1月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の際、現にこの規則による改正前の(中略)奈良市乳幼児医療費の助成に関する条例施行規則別記第4号様式(中略)の規定に基づき作成されている請求書の用紙で残部のあるものについては、この規則による改正後のこれらの規則の規定にかかわらず、必要な調整をして使用することができる。

附 則 (平成14年9月25日規則第111号)

(施行期日)

- 1 この規則は、平成14年10月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の際、現にこの規則による改正前の(中略)奈良市乳幼児医療費の助成に関する条例施行規則別記第4号様式(中略)の規定に基づき作成されている請求書等の用紙で残部のあるものについては、この規則による改正後のこれらの規則の規定にかかわらず、必要な調整をして使用することができる。

附 則(平成16年5月31日規則第41号)

この規則は、平成16年6月1日から施行する。

附 則(平成17年3月31日規則第63号)

この規則は、平成17年4月1日から施行する。

附 則(平成17年7月29日規則第78号)

(施行期日)

- 1 この規則は、平成17年8月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則による改正後の奈良市乳幼児医療費の助成に関する条例施行規則(以下「新規則」という。)の規定は、この規則の施行の日(以下「施行日」という。)以後に行われた医療に係る医療費の助成について適用し、施行日前に行われた医療に係る医療費の助成については、なお従前の例による。
- 3 新規則第4条第1項に規定する乳幼児医療費受給資格証の交付申請及び交付は、施行日前においても行うことがある。

附 則(平成19年3月30日規則第6号)

(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の際、現に第1条の規定による改正前の奈良市乳幼児医療費の助成に関する条例施行規則別記第5号様式の規定に基づき作成されている奈良市乳幼児医療費受給資格証再交付申請書、第2条の規定による改正前の奈良市母子家庭医療費の助成に関する条例施行規則別記第4号様式の規定に基づき作成されている奈良市母子医療費受給資格証再交付申請書、第3条の規定による改正前の奈良市老人医療費の助成に関する条例施行規則別記第5号様式の規定に基づき作成されている老人医療費受給資格証再交付申請書及び第4条の規定による改正前の奈良市心身障害者医療費の助成に関する条例施行規則別記第5号様式の規定に基づき作成されている心身障

患者医療費受給資格証再交付申請書の用紙で残部のあるものについては、この規則による改正後のこれらの規則の規定にかかわらず、必要な調整をして使用することができる。

附 則（平成19年 7 月 2 日規則第69号）

（施行期日）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規則の施行の際、現にこの規則による改正前の奈良市乳幼児医療費の助成に関する条例施行規則第 4 条第 1 項第 2 号の規定に基づき交付されている乳幼児医療費受給資格証は、この規則による改正後の奈良市乳幼児医療費の助成に関する条例施行規則第 4 条の規定に基づく乳幼児医療費受給資格証とみなす。

附 則（平成23年 3 月30日規則第 6 号）

（施行期日）

- 1 この規則は、平成23年 8 月 1 日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規則による改正後の奈良市子ども医療費の助成に関する条例施行規則（以下「新規則」という。）の規定は、この規則の施行の日（以下「施行日」という。）以後に行われた医療に係る医療費の助成について適用し、施行日前に行われた医療に係る医療費の助成については、なお従前の例による。
- 3 新規則第 4 条第 1 項に規定する資格証の交付申請、更新申請及び交付は、施行日前においても行うことがある。
- 4 この規則の施行の際、現に作成されている乳幼児医療費受給者台帳は、新規則第10条の規定により作成された子ども医療費受給者台帳とみなす。
- 5 この規則の施行の際、現にこの規則による改正前の奈良市乳幼児医療費の助成に関する条例施行規則の規定に基づき作成されている用紙は、当分の間、必要な調整をして使用することができる。

附 則（平成23年 3 月31日規則第28号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成26年 3 月31日規則第23号）

（施行期日）

- 1 この規則は、平成26年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則による改正後の奈良市子ども医療費の助成に関する条例施行規則（以下「新規則」という。）の規定は、この規則の施行の日（以下「施行日」という。）以後に行われた医療に係る医療費の助成について適用し、施行日前に行われた医療に係る医療費の助成については、なお従前の例による。
- 3 新規則の規定に基づく子ども医療費受給資格証の交付は、施行日前においても行うことができる。
- 4 この規則の施行の際、現にこの規則による改正前の奈良市子ども医療費の助成に関する条例施行規則の規定に基づき作成されている乳幼児医療費受給資格証及び子ども医療費受給資格証は、当分の間、新規則別記第2号様式から第3号様式の2までの規定に基づく乳幼児医療費受給資格証及び子ども医療費受給資格証とみなす。

附 則（平成27年12月24日規則第88号）

この規則は、平成28年1月1日から施行する。

附 則（平成28年3月31日規則第11号）

(施行期日)

- 1 この規則は、平成28年8月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則による改正後の奈良市子ども医療費の助成に関する条例施行規則（以下「新規則」という。）の規定は、この規則の施行の日（以下「施行日」という。）以後に行われた医療に係る医療費の助成について適用し、施行日前に行われた医療に係る医療費の助成については、なお従前の例による。
- 3 新規則の規定に基づく子ども医療費受給資格証の交付は、施行日前においても行うことができる。
- 4 この規則の施行の際、現にこの規則による改正前の奈良市子ども医療費の助成に関する条例施行規則別記第3号様式の2の規定に基づき作成されている子ども医療費受給資格証は、当分の間、新規則別記第3号様式の2の規定に基づく乳幼児医療費受給資格証及び子ども医療費受給資格証とみなす。

附 則（平成29年6月28日規則第35号）

(施行期日)

- 1 この規則は、平成29年7月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の際、現にこの規則による改正前の奈良市子ども医療費の助成に関する条例施行規則の規定に基づき作成されている用紙は、当分の間、必要な調整をして使用することができる。

附 則 (平成31年 3 月31日規則第14号)

改正

令和元年 8 月19日規則第22号

(施行期日)

- 1 この規則は、令和元年 8 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則による改正後の奈良市子ども医療費の助成に関する条例施行規則（以下「新規則」という。）の規定は、この規則の施行の日（以下「施行日」という。）以後に行われた医療に係る医療費の助成について適用し、施行日前に行われた医療に係る医療費の助成については、なお従前の例による。
- 3 新規則第 4 条第 1 項に規定する資格証の交付申請、更新申請及び交付は、施行日前においても行うことがある。
- 4 この規則の施行の際、現にこの規則による改正前の奈良市子ども医療費の助成に関する条例施行規則の規定に基づき作成されている用紙は、当分の間、必要な調整をして使用することができる。

附 則 (令和元年 8 月19日規則第22号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (令和 2 年10月30日規則第59号)

(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の際、現にこの規則による改正前のそれぞれの規則の規定に基づき作成されている用紙は、当分の間、必要な調整をして使用することができる。

別記

第1号様式（第3条、第4条、第5条、第7条関係）
 奈良市子ども医療費受給資格証等交付等申請書

受給者番号				

次のとおり、奈良市子ども医療費受給資格証等の交付及び子ども医療費助成金の支給を申請します。
 なお、受給期間中に市長が個人番号を利用し、世帯の所得の状況を調査すること及び高額療養費が生じる場合に当該療養に係る診療報酬明細書等の写しを医療機関等から徴することを承諾します。

年 月 日

(宛先) 奈良市長

申請者
(養育者)

住所

〒

氏名

生年月日 年 月 日

個人番号

※受給開始が1～7月は前年、8～12月は本年

1月1日時点 奈良市内

の住所 奈良市外(市・区・町・村)

電話

受給者との続柄

()

申請者

受給者	氏名	続柄	性別	生年月日	住所(申請者と異なる場合のみ記入)
	〒		男・女	年 月 日	
個人番号					

申請事由	
1 出生	
2 転入	
3 医療保険加入	
4 その他 ()	
事由発生年月日	年 月 日

子どもの加入医療保険			
記号	番号	子どもとの続柄	
被保険者氏名			
被保険者住所			
保険者番号			
保険の名称			
資格認定日	年 月 日		

養育者の口座				
金融機関名	支店名	口座番号	種別	口座名義(カナ)
銀行 信用金庫 農協	本店 支店 出張所		普通 当座	
金融機関コード	支店コード			

(注) 裏面に注意事項を記載する。

乳幼児医療費受給資格証		現物
公費負担者番号		
受給者番号		
受給者	住所	
	氏名	
	生年月日	年 月 日
一部負担金	通院	1レセプトにつき500円
	入院	1レセプトにつき500円 (14日以上入院は1,000円)
	調剤	なし
有効期間		年 月 日から 年 月 日まで
発行機関名 及び印		
交付年月日		年 月 日
<small>(注) 奈良県外での受診、柔道整復・訪問看護以外の療養費は、現物給付の対象となりません。医療費の自己負担額を支払い、領収書を受け取って市窓口へ直接申請してください。</small>		

(注) 裏面に注意事項を記載する。

第3号様式（第4条関係）

子 ども 医 療 費 受 給 資 格 証							
公 費 負 担 者 番 号							
受 給 者 番 号							
受 給 者	住 所						
	氏 名						
	生 年 月 日						
有 効 期 間		年 月 日から 年 月 日まで					
発 行 機 関 名 及 び 印							
交 付 年 月 日		年 月 日					
(注) 奈良県外で受診する場合は、自己負担額を支払う際、領収書を受け取つて市 窓口へ直接申請してください。							

第3号様式の2 (第4条関係)

中学生		子ども医療費受給資格証						
公費負担者番号								
受給者番号								
受給者	住所							
	氏名							
	生年月日							
有効期間		年 月 日から 年 月 日まで						
発行機関名 及び印								
交付年月日		年 月 日						
(注) 奈良県外で受診する場合は、自己負担額を支払う際、領収書を受け取つて市窓口へ直接申請してください。								

第4号様式（第5条関係）

奈良市子ども医療費助成金交付請求書

年 月 日

(宛先) 奈良市長

請求者 住 所 _____

フリガナ
氏 名 _____ ㊟

電 話 _____

金 _____ 円

ただし、 年 月分 医療費助成金を上記のとおり交付されるよう請求します。

受給者番号		受給者氏名	生年月日	年 月 日
医療保険名称		医療保険 記号番号	記号	番号

医療機関等の領収書を添付してください。	※入院の状況 期間 (年 月 日 ~ 年 月 日)		
	入院日数	総点数	自己負担額
	日	点	円
	※通院の状況		
	① 日数	総点数	自己負担額
	日	点	円
	② 日数	総点数	自己負担額
	日	点	円
	③ 日数	総点数	自己負担額
	日	点	円
④ 日数	総点数	自己負担額	
日	点	円	
⑤ 日数	総点数	自己負担額	
日	点	円	
	合 計	合 計	
	点	円	

年 月 日

（宛先）奈良市長

次のとおり受給資格証の再交付を申請します。

申請者フリガナ	
申請者氏名	
生 年 月 日	年 月 日
住 所	
電 話 番 号	
メールアドレス	

受給者	氏 名	
	生 年 月 日	年 月 日
	受給資格証番号	
申 請 理 由	<input type="radio"/> 破損 <input type="radio"/> 紛失 <input type="radio"/> その他	

（注）再交付を受けた後、紛失した受給資格証を発見したときは、直ちに返戻してください。

奈良市子ども医療費助成変更届

年 月 日

（宛先）奈良市長

届出者 住所 _____
 氏名 _____
 電話 _____

次のとおり届け出ます。

子ども氏名		生年月日	年 月 日		
1 氏名変更	新				受給者番号
	旧				
2 住所変更	新	奈良市			
	旧	奈良市			
3 加入医療保険変更	新	記号		番号	
		被保険者氏名			子どもとの続柄
		保険者番号		保険の名称	
	旧	保険の名称			
4 口座変更	新	金融機関名	支店名	種別	□座名義(カナ)※扶養者に限る。
		銀行 信用金庫 農協	本店 支店 出張所	普通 当座	
		金融機関コード		支店コード	
	旧	金融機関名	支店名	口座名義人	
		銀行 信用金庫 農協	本店 支店 出張所		
5 資格喪失	理由	死亡 転出 生活保護 その他（ ）			
変更・喪失年月日	年 月 日				